

京都市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち次の各号に掲げる事業を行う事業所の指定申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 介護型ヘルプサービス
- (2) 生活支援型ヘルプサービス
- (3) 支え合い型ヘルプサービス
- (4) 介護予防型デイサービス
- (5) 短時間型デイサービス
- (6) 短期集中運動型デイサービス

(指定の事前相談)

第2条 前条第1号から第6号の指定を受けようとする者（以下「第1号事業予定者」という。）は、事業者指定の申請手続きが円滑に行われるよう、あらかじめ事前相談票（介護予防・日常生活支援総合事業）（第1号様式）を作成のうえ、市長に事前相談を行うものとする。

- 2 第1号事業予定者は指定を受けようとする第1号事業の実施に当たり、建物の新築又は改修等の工事により当該事業の用に供する設備を設ける必要があるときは、当該工事を行おうとする前に前項の事前相談を行うものとする。

(指定申請等)

第3条 法第115条の45の5の規定に基づく指定の申請は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）指定申請書（第2号様式）によるものとする。

- 2 前項の申請書には別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 法第115条の45の5の規定により事業所ごとに行うものとする。
- 4 法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。
- 5 第3項の規定により指定を受けた者（以下「指定第1号事業者」という。）が第1号事業支給費の給付を受けるための申請は、第1号事業支給費算定に係る届出書（第3号様式）（以下「第1号事業支給費算定届」という。）により行うものとする。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定に基づき、平成27年4月1日に現行の介護予防訪問介護相当若しくは現行の介護予防通所介護相当（ただし、市外に所在する事業所を除く。）の指定を受けた者とみなされた者に関する現行の介護予防訪問介護相当若しくは現行の介護予防通所介護相当の第1号事業支給費の給付を受けるための申請

については、第1号事業支給費算定届による届出を不要とする。

(指定の更新)

第4条 法第115条の45の6の規定に基づく指定の更新の申請は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）指定更新申請書（第4号様式）によるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(指定内容の変更の届出)

第5条 指定第1号事業者は、次の各号に変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第1条第1号から第3号に掲げる事業

ア 事業所の名称及び所在地

イ 申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

ウ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

エ 事業所の平面図

オ 事業所の管理者及びサービス提供責任者（第1条第2号に掲げる生活支援型ヘルプサービスにあつては訪問事業責任者とする。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

カ 運営規程

キ 役員の氏名、生年月日及び住所

(2) 第1条第4号から第6号に掲げる事業（以下、「通所型事業」という。）

ア 事業所の名称及び所在地

イ 申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

ウ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

エ 事業所の平面図及び設備の概要

オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

カ 運営規程

キ 役員の氏名、生年月日及び住所

2 前項の変更に係る届出は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）指定内容変更届出書（第5号様式）により行うものとする。

3 指定第1号事業者は、第1項に掲げる変更のうち次の事項を変更しようとするときは、変更の2月前までに変更に係る事前協議を京都市介護予防・日常生活総合事業指定内容変更届出に係る事前協議書（第6号様式）により行うものとする。

(1) 事業所の所在地

(2) 事業所の平面図及び設備の概要（通所型事業に限る。）

(3) 運営規程（通所型事業における定員の増加に限る。）

(廃止若しくは休止の届出)

第6条 施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づく届出は、廃止若しくは休止しようとする日の1月前までに京都市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）廃止・休止届出書（第7号様式）により行うものとする。

2 指定第1号事業者は、前項の規定に基づく事業の廃止若しくは休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止若しくは休止の日以降においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者を含む。）、他の指定第1号事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 休止期間は最大12箇月とする。

(再開の届出)

第7条 指定事業者は休止した第1号事業を再開する時は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）再開届出に係る事前協議書（第8号様式）によりその再開の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 指定第1号事業者は、休止した当該第1号事業を再開したときは、再開後10日以内にその旨を京都市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）再開届出書（第9号様式）により届け出なければならない。

(標準処理期間)

第8条 第3条又は第4条の申請書が提出されてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、記載漏れ、添付書類の不備その他の事由による補正に要する期間を除き、2箇月間とする。

(実施細目)

第9条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、第2条の事前相談及び第3条の指定申請等は準備行為として、要領の施行日前においてもすることができる。